平成２２年（フ）第８５号
兵庫県高砂市米田町米田新202番地の１
債務者　松田実紀宏
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県加古川市別府町別府610番地の１、従前の住所兵庫県加古郡播磨町北本荘５丁目14番31号
債務者　塩谷　和美（旧姓東根）
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２号
広島市安佐南区西原２丁目７番30―2203号
債務者　鳴石　由佳（旧姓福）
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８号
広島市中区榎町３番９―603号
債務者　和田　亘由
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８号
広島市南区東雲２丁目12番15―204号
債務者　堀尾　敏勝
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５号
広島市佐伯区美鈴が丘西４丁目18番８号
債務者　幡司　祥美
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２号
広島県安芸郡海田町三迫２丁目１番18号
債務者　山口美智子（旧姓端本）
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７号
広島市安佐南区祇園３丁目34番10号
債務者　荘田　高広
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８号
広島市安佐南区祇園３丁目34番10号
債務者　荘田　孝子
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２号
広島市西区庚午中４丁目９番８号有村方
債務者　日野　早苗
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１号
広島市中区富士見町８番12―602号正田ビル
債務者　石本ヘレンこと　ＩＳＨＩＭＯＴＯ　ＨＥＬＥＮ　ＧＵＥＶＡＲＲＡ
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５６号
広島市安佐北区落合１丁目48番１―406号
債務者　中邑　　貢
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
香川県東かがわ市町田396番地13
債務者　大西　　太
１　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６８号
愛媛県松山市森松町1302番地１　アイケンハイツ206号
債務者　吉田　美弥
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８６号
愛媛県松山市河原町６番地３　河原町ハイツ301号
債務者　山本　真里
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
愛媛県松山市下伊台町1309番地５
債務者　安原　洋美
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７号
愛媛県松山市味酒町２丁目13番地10橋田ビル
債務者　井上富美子
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松山地方裁判所